

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和6年8月2日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和6年8月2日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アルビス北方町店
本巣郡北方町栄町一丁目1番地2
- 2 意見の概要
北方町長の意見
・交通安全対策について
等